

品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業 事業概要

1. 事業目的

区内の介護事業所を運営する事業者や品川介護福祉専門学校を運営する社会福祉法人品川区社会福祉協議会に対し、介護職員や品川介護福祉専門学校の学生等のための宿舍借り上げに要する経費の一部について補助金を交付することで、良好な就労・修学環境を整備し、介護人材の確保・定着を図り、地域の災害福祉拠点としての体制整備を目的とする。

2. 補助対象者

- ① 品川区内に所在する地域密着型サービス事業所
- ② 品川区内に所在する指定管理者が運営する介護サービス事業所
- ③ 品川介護福祉専門学校(運営:社会福祉法人品川区社会福祉協議会)

3. 補助内容

(ア) 福祉避難所

品川区による福祉避難所の指定を受けている、または品川区と福祉避難所としての協定を結んでいる事業所

- ・ 補助率 7/8
- ・ 月額補助上限 71,000円
- ・ 宿舍が事業所の半径10Km圏内にあること
- ・ 対象職員は災害対策上の業務に従事すること

(イ) 災害時協定締結事業所

(ア)以外の事業所で、品川区と災害時協定を締結し、災害時に利用者の安否確認および避難所等での介護サービスの提供等を行う、または避難所等への誘導を行う事業所

- ・ 補助率 7/8
- ・ 月額補助上限 71,000円
- ・ 宿舍が事業所の半径10Km圏内にあること
- ・ 対象職員は災害対策上の業務に従事すること

(ウ) (ア)および(イ)以外の事業所

- ・ 補助率 1/2
- ・ 月額補助上限 41,000円

(エ) 品川介護福祉専門学校

- ・ 補助率 10/10
- ・ 月額補助上限 82,000円
- ・ 学生が一定の家賃相当額を負担すること

4. 対象職員

(ア)、(イ)および(ウ)

対象事業所に勤務する介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員および計画作成担当者(週20時間以上勤務する非常勤職員も対象)

(エ)

品川介護福祉専門学校に在籍する者(学生)

5. 補助対象経費

- ・ 法人が支出した当該年度における賃料、共益費(管理費)、礼金、更新料
- ① 敷金、仲介手数料、保証金、火災保険料、鍵交換費用等は対象外です。

6. 補助対象戸数

- ・ 1事業所あたり4戸まで(ただし介護・特定技能・技能実習・留学生・EPAによる在留資格を有する者はこの戸数に含めない。)

7. 補助対象期間

同一入居者について、補助対象期間の限度が定められています。

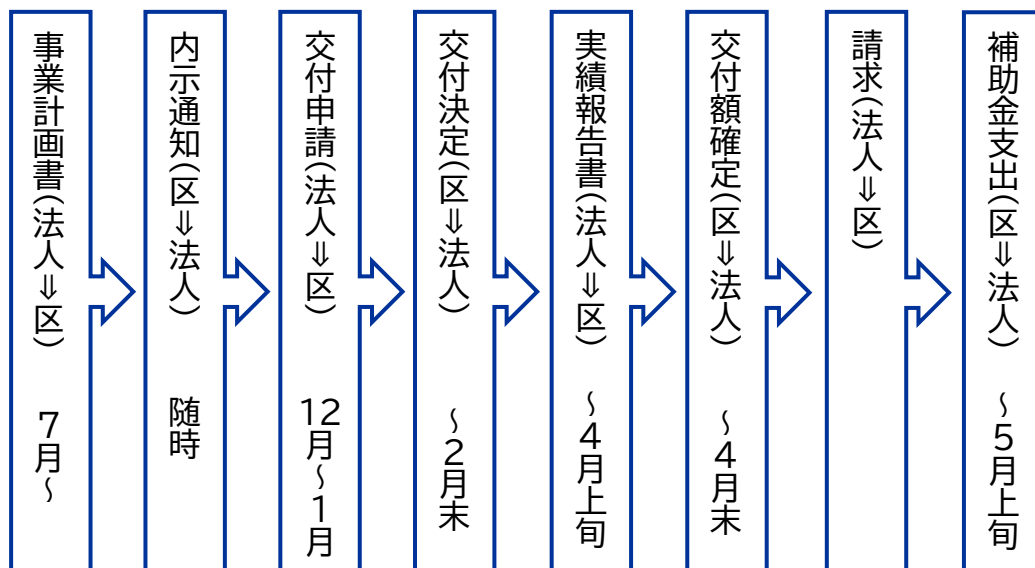
(ア)、(イ)および(ウ)

同一職員の利用は最大10年まで

(エ)

同一学生の利用は最大2年まで

8. 実施スケジュール



9. 申請方法

- ・ 「品川区電子申請サービス」による電子申請にて受け付けます。
- ・ 申請は法人単位となります。

10. 注意事項

- ・ 補助対象経費が重複する補助金を既に受給している場合、本事業には申請できません。
- ・ 本事業は、法人が負担する賃料等の一部を補助するものであるため、職員が賃貸借契約を結んでいる場合は対象外です。